道路(自費)工事施行承認事前協議案内

道路（自費）工事に関しては、申請前に協議が必要です。
事前協議では、下記資料が必要となりますので、現況をよく調査のうえ、資料をお持ち下さい。

【お持ちいただく資料】

①現況写真

工事予定部の正面、右側、左側の三方向より撮影したもの（周辺の歩道状況が分かるように撮影すること）

※道路（自費）工事施行承認予定部の左右状況（境界標・街路樹・植樹帯・隣接する切り下げ部・支障物件等）を撮影範囲にいれること。

②歩道平面図及び立面図

工事予定部の現況図及び道路（自費）工事予定部を記入した図面。

※図面には歩道部分における道路施設（ガードレール・植栽など）及び道路工作物（電柱・マンホール・消火栓・各種標識など）を正確に図示すること。

※歩道幅員・予定切り下げ延長及び位置・植樹桝サイズ・隣接切り下げとの距離・隣地境界位置などを記入すること。

③敷地内利用形態図（１Ｆ平面図など）

車両入路・駐車場位置等のわかる図面。

④植栽関係の調査[道路（自費）工事予定部が植栽に近接する場合]

工事予定範囲内及び隣接する高木・中低木等の種類と数量を調査すること。

※高木は、目通り（地上１．２ｍ幹回り）を測定し、測定値が読み取れるように写真を撮影すること。

⑤境界関係の調査[道路(自費)工事予定場所が境界標に近接する場合]

工事予定範囲内及び隣接する境界標の種類と数量を調査すること。

※境界標は、１点について最低３点引照点を設置することとし、測定値が読み取れるよう「近景」「遠景」も撮影すること。その際、切り下げ等動く恐れのある場所に引照点を設置しないこと。（協議先　道路台帳担当）

⇒協議終了後、必要書類を揃え、道路（自費）工事施行承認申請をして下さい。
[承認が下りるまでの期間は、申請後約３週間程度です]

【東京都北多摩南部建設事務所管理課道路管理担当　042-330-1856・1857（直通）】

（参考）道路（自費）工事施行承認基準

（切り下げ・防護柵撤去に関する基準）

【切り下げ】

＜切り下げ設置場所＞

①同一収容施設に複数設置する場合

原則として、設置個所は２箇所までとし、その切り下げ間の距離は６．５ｍ以上確保すること。

②他施設用切り下げと近接して設置する場合

原則として、切り下げの位置は、他施設用切り下げから３．５ｍ以上離して設置すること。

③横断歩道・横断歩道橋等の付近に設置する場合

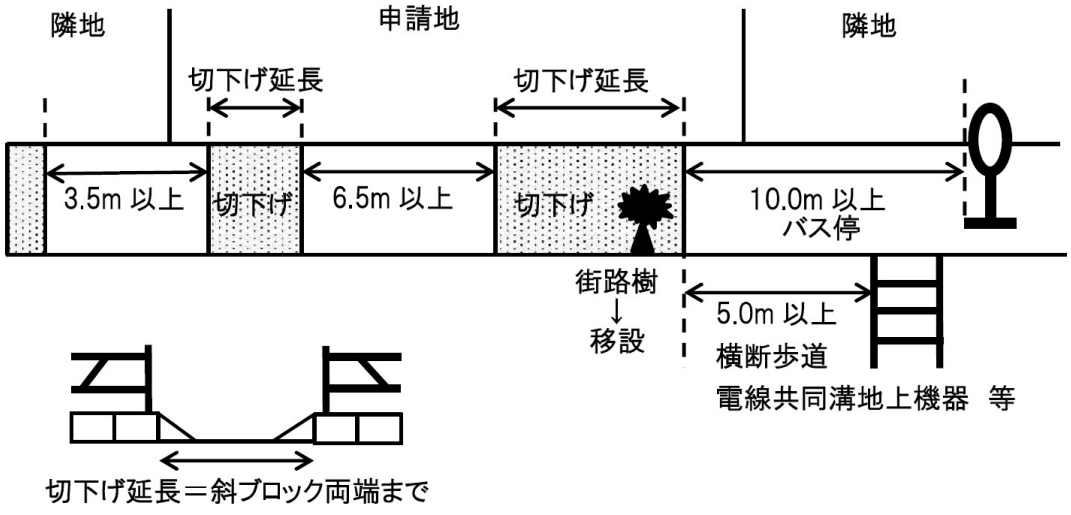
原則として、横断歩道又は横断歩道橋、地下横断通路、交差点及び電線共同溝地上機器等の付近に切り下げを設置する場合は、５ｍ以上離して設置すること。

④バス停付近に設置する場合

原則として、バス停車帯部分を避け、バス停留所から１０ｍ以上離して設置すること。

※原則として、街角曲線部（歩道巻き込み部）には乗入れ施設の設置は認めない。

（イメージ図）



＜切り下げ延長及び舗装構造＞

	切り下げ延長（L）	セメントコンクリート舗装			アスファルトコンクリート舗装			
		セメコン（212B）	粒度調整砕石	舗装厚	細粒アスコン	粗粒アスコン	粒度調整砕石	舗装厚
A型	3.03m	15cm	15cm	30cm	5cm	-	30cm	35cm
B型	4.24m	15cm	15cm	30cm	5cm	-	30cm	35cm
C型	5.45m	15cm	15cm	30cm	5cm	-	30cm	35cm
D型	7.27m	20cm	20cm	40cm	5cm	10cm	35cm	50cm

※舗装構造は、セメントコンクリート舗装を原則とする。
※工事用切り下げは、切り下げ延長にかかわらず、D型舗装とする。
※永久切り下げの延長は、原則としてC型（５．４５m）までとする。

【防護柵の撤去】

＜撤去可能な場所＞

●車両停車及び駐車禁止でない場所

●商品の積下し等のため、防護柵撤去の必要性が高い場所

●原則として、乗り入れ施設（切り下げ）から１０m以上離れている場所

●防護柵が開口されている場所から５m以上離れている場所

●原則として、植樹帯に影響しない場所

●道路構造又は交通に支障となる恐れのない場所

＜撤去可能な規模＞

●原則として、１商店又は１事務所等につき１箇所

●撤去できる長さは、原則として０．５m以下。ただし、営業の種類、規模等から判断してやむを得ないと思われる場合は、最大１mまで撤去を認めることができる。

※将来、隣接の商店、事務所等から同様の申請が予想される場合には、隣接者と調整し、撤去箇所を増やさないようにすること。

★道路（自費）工事手続きの流れ

道路（自費）工事施行承認申請事前協議（道路管理担当）

※植栽等に影響する場合は街路樹担当との事前協議が必要

※境界標に影響する場合は道路台帳担当との事前協議が必要

⇩

道路（自費）工事申請（道路管理担当に提出）

約３週間

※提出書類は、申請書作成要領参照のこと
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000009740-pdf

建設局 HP 道路占用関係申請様式 →

※植栽等に影響する場合は
「街路樹関係打合せ記録簿」を添付すること

※境界標に影響する場合は「境界標近接施工・一時撤去・設置の届出書（工事前・工事後）」が必要

道路（自費）工事承認

※道路使用許可申請は道路（自費）工事承認後、
担当工区（または工事担当課）にて受付印を押し、警察署に申請。

⇩

着手届（担当工区または工事担当課へ提出）

⇩

完了届（担当工区または工事担当課へ提出）

（現場立会・写真確認）

問い合わせ先・提出先

東京都北多摩南部建設事務所管理課道路管理担当
東京都府中市緑町１－２７－１（京王線府中駅下車徒歩１０分）
電話　０４２（３３０）１８５６・１８５７

【東京都北多摩南部建設事務所管轄区域】
武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市・西東京市の都道
※上記以外の場所の道路工事手続きについては、各道路管理者にお問い合わせ下さい。